

令和 8 年 7 月 16 日

中央教育審議会大学分科会長 殿

中央教育審議会大学分科会
連続課程特例制度運営委員会

連続課程特例認定大学としての認定に係る審査結果について（報告）

令和 8 年 3 月 25 日付けで申請のあった、大学院設置基準第 42 条に規定される連続課程特例認定大学としての認定に係る申請 1 件について、審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

1. 申請について

【申請者】 東京大学

【特例対象規定】 大学院設置基準第 3 条第 3 項

（修士課程）
 第三条 （略）
 2 （略）
 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

【申請内容】 別添 2 参照

【実施予定期間】 令和 9 年 4 月～令和 19 年 3 月

2. 審査の主な経過

年月日	経過
令和 8 年 4 月 8 日	第 2 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 申請大学から申請内容等について説明。
令和 8 年 5 月 13 日	第 3 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 第 2 回連続課程特例制度運営委員会を踏まえた確認事項への回答等について申請大学から説明。
令和 8 年 6 月 23 日	第 4 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 第 3 回連続課程特例制度運営委員会を踏まえた確認事項への回答等について申請大学から説明。

3. 審査結果

本委員会での審査の結果、東京大学からの申請について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第 1 条で定める認定の基準を満たしていると認める。ついては、別添 1 の認定期間と留意事項を付した上で、連続課程特例認定大学として認定することが適当である。

(別添 1)

東京大学の認定及び附帯条件について

認定期間

申請計画書の実施予定期間を踏まえ、「令和 9 年 4 月～令和 19 年 3 月」を認定期間とする。

留意事項

1. 本申請計画における学部との連続性に配慮した教育課程について、当該教育課程において教育を受ける学生や、修了者が活躍する場である社会に対し、5 年間の課程がもたらす利益について情報発信を行い、今後入学を希望する者やその保護者も含め、広く社会の理解を得るよう努めること。
2. 東京大学が本申請計画において掲げる「Design」について、本申請計画による教育・研究の成果を通じて、国内外も含めて積極的な情報発信を行い社会への定着を図るよう努めること。
3. 広義のデザイン学の学術的発展及び教育体系の充実への貢献が期待されること。

申請計画のポイント

- 多様で複雑かつ多層的な現代の社会課題に対し、**分野横断的な知とデザインを融合しながら新たな価値を創造し、社会に変化をもたらす得る人材**の輩出が必要
- 東京大学が擁する**広範かつ多様な学術知**を基盤として、**5年間で修士課程段階の学修成果に到達させる高密度な教育課程を実現し**、上記の高度人材を**一定の規模をもって継続的・組織的に輩出**することで、社会に実質的なインパクトを生み出す
- 入学者選抜の段階から**高レベルの学びを遂行できる人材を見極めた上で**、学士・修士段階を一体として設計した教育課程において、**基礎・展開・実践・統合を短い周期で往還**させる

